

平成30年度

## 愛別町人事行政の運営等の状況

愛別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により、平成30年度における人事行政の運営の状況について、次のとおり公表します。

愛別町総務企画課

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 職員採用試験の実施状況

- ・ 第1回採用試験… 1次試験 平成29年 9月17日 (日)  
2次試験 平成29年10月23日 (月)  
採用内定 平成29年10月24日 (火)
- ・ 第2回採用試験… 2次試験 平成29年12月 2日 (土)  
採用内定 平成29年12月19日 (火)
- ・ 第3回採用試験… 2次試験 平成29年12月27日 (水)  
採用内定 平成29年12月28日 (木)

### (2) 職種別採用者数

| 区 分   | 平成30年度採用数 | 備 考 |
|-------|-----------|-----|
| 一般行政職 | 6名        |     |
| 技能労務職 | -         |     |
| 合 計   | 6名        |     |

### (3) 事由別退職者数

| 退 職 事 由 | 人 数 | 備 考 |
|---------|-----|-----|
| 自己都合退職  | 3名  |     |
| 定年退職    | 1名  |     |
| 公務外疾病退職 | -   |     |
| 公務外死亡退職 | -   |     |
| 公務上疾病退職 | -   |     |
| 合 計     | 4名  |     |

### (4) 級別職員数

平成30年4月1日現在

| 号俸 | 一般行政職 | 技能労務職 | 合 計 | 備 考 |
|----|-------|-------|-----|-----|
| 1級 | 13名   | -     | 13名 |     |
| 2級 | 5名    | -     | 5名  |     |
| 3級 | 18名   | 1名    | 19名 |     |
| 4級 | 12名   | -     | 12名 |     |
| 5級 | 5名    | -     | 5名  |     |
| 6級 | 7名    | -     | 7名  |     |
| 合計 | 60名   | 1名    | 61名 |     |

## 2 職員の給与の状況

| 区 分           | 支給対象者数 | 決 算 額     |
|---------------|--------|-----------|
| 普通会計における職員給与費 | 75名    | 341,717千円 |

|         |      |          |
|---------|------|----------|
| 昇給期間の短縮 | 該当なし | -        |
| 調整手当    | 該当なし | -        |
| 特殊勤務手当  | 該当なし | -        |
| 時間外勤務手当 | 39名  | 13,358千円 |

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件

#### (1) 勤務時間及び休憩時間の状況

| 区分   | 時間            | 備考       |
|------|---------------|----------|
| 勤務時間 | 8時30分～17時15分  | 休憩時間を除く。 |
| 休憩時間 | 12時00分～13時00分 |          |

#### (2) 休暇制度

| 区分     | 内容   | 備考 |
|--------|--|----|
| 年次有給休暇 | 20日間/年   |    |
| 病気休暇   | 負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合                                      |    |
| 特別休暇   | 選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等その他の特別な事由により勤務しないことが相当であると認められる場合                         |    |
| 組合休暇   | 登録された職員団体の業務に従事する場合  |    |
| 介護休暇   | 配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 |    |

#### (3) 育児休業及び部分休業の制度

- ・ 育児休業 当該職員の3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児休業をすることができる制度。
- ・ 部分休業 当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことができる制度で、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じ2時間を超えない範囲内で必要とされる時間。
- ・ 育児短時間勤務 当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、常勤職員のまま、通常の勤務時間より短い時間を割り振られて勤務することができる制度。

#### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

| 区 分     | 件 数 | 備 考 |
|---------|-----|-----|
| 職員の分限処分 | -   |     |
| 職員の懲戒処分 | -   |     |

#### 5 職員のサービスの状況

| 区 分        | 人 数 | 備 考 |
|------------|-----|-----|
| 職務専念義務免除   | 40人 |     |
| 営利企業等の従事許可 | 12人 |     |

※職務専念義務免除には、職員の健康診査受診を含み、営利企業等の従事許可には、消防団員を含みます。

#### 6 職員の研修及び人事評価制度の状況

##### (1) 職員研修の実績

| 区分                                  | 期間        | 場所              | 人数  |
|-------------------------------------|-----------|-----------------|-----|
| 新入社員研修（接遇対応マナーセミナー）                 | 4/4       | 旭川市 NTT旭川10条ビル  | 5名  |
| 新規採用職員研修                            | 5/23～5/24 | 愛別町 役場          | 6名  |
| 旭川市定住自立圏（接遇講座）                      | 6/12      | 旭川市 職員会館        | 5名  |
| 上川地区政策法務研修                          | 6/26      | 旭川市 上川合同庁舎      | 2名  |
| 人事評価者訓練研修                           | 6/26～6/27 | 札幌市 道庁別館        | 1名  |
| 窓口対応マナー研修                           | 7/3～7/4   | 札幌市 道庁別館        | 1名  |
| 新規採用職員基礎・初級職員研修<br>講師養成講座及び登録講師伝達講座 | 7/4～7/5   | 札幌市 北農健保会館      | 1名  |
| 自治体新任管理者研修                          | 7/5～7/6   | 札幌市 道庁別館        | 2名  |
| 町村職員研修講師研修会                         | 7/10      | 旭川市 アートホテル      | 1名  |
| 指導能力研修                              | 7/10～7/11 | 札幌市 道庁別館        | 1名  |
| 職場で活かす創造性開発                         | 7/17～7/18 | 札幌市 道庁別館        | 1名  |
| 管理能力研修                              | 7/24～7/25 | 札幌市 道庁別館        | 1名  |
| 愛のまち交流事業引率（職員研修）                    | 7/28～7/31 | 滋賀県東近江市愛東地区     | 1名  |
| 地方自治法研修                             | 7/30      | 東神楽町 役場         | 2名  |
| 指導能力研修                              | 8/7～8/8   | 札幌市 道庁別館        | 1名  |
| 指導能力研修                              | 8/16～8/17 | 札幌市 道庁別館        | 1名  |
| 上川管内町村職員基礎研修会                       | 8/22～8/24 | 美瑛町 国立大雪青少年交流の家 | 7名  |
| 旭川市定住自立圏（特別セミナー）                    | 8/23      | 旭川市 職員会館        | 1名  |
| 職員研修（メンタルヘルス研修会）                    | 8/27      | 愛別町 総合センター      | 69名 |

|                           |             |                 |     |
|---------------------------|-------------|-----------------|-----|
| 法務研修                      | 8/28～8/29   | 東神楽町 役場         | 2名  |
| 統一的な基準による地方公会計制度          | 9/10～9/11   | 札幌市 道庁別館        | 1名  |
| 個人のタイムマネジメント研修            | 9/20～9/21   | 札幌市 道庁別館        | 1名  |
| 管理能力研修                    | 9/25～9/26   | 札幌市 道庁別館        | 1名  |
| 上川管内町村職員初級研修会             | 9/26～9/28   | 美瑛町 国立大雪青少年交流の家 | 2名  |
| 町村職員法務研修会（基礎編）            | 10/1～10/2   | 東神楽町 役場         | 2名  |
| 上川管内町村職員中級研修会             | 10/3～10/5   | 美瑛町 国立大雪青少年交流の家 | 3名  |
| 上川管内町村職員合同視察研修会           | 10/16～10/19 | 宮崎県・鹿児島県・熊本県    | 1名  |
| 自治体新任管理者研修                | 10/25～10/26 | 札幌市 道庁別館        | 1名  |
| リスクマネジメント研修               | 10/29～10/30 | 札幌市 道庁別館        | 1名  |
| 管理能力研修                    | 11/1～11/2   | 札幌市 道庁別館        | 2名  |
| コミュニケーション能力向上研修           | 12/4～12/5   | 札幌市 道庁別館        | 1名  |
| メンタルヘルスセミナー（管理職）          | 12/10       | 旭川市 上川合同庁舎      | 1名  |
| 管内町村職員合同視察研修第1回事前研究       | 12/13       | 旭川市 上川合同庁舎      | 1名  |
| OJT 指導者養成講座               | 12/18～12/19 | 札幌市 道庁別館        | 1名  |
| 管内町村職員合同視察研修会第2回事前研究      | 1/21        | 旭川市 合同庁舎        | 1名  |
| 業務改善（カイゼン）手法研修            | 1/24～1/25   | 札幌市 道庁別館        | 2名  |
| 新入社員フォローアップ研修             | 3/25～3/26   | 旭川市 NTT旭川10条ビル  | 5名  |
| 職員研修（コンプライアンス・ハラスメント防止研修） | 3/14        | 愛別町 総合センター      | 97名 |
| eラーニング研修（個人情報保護一般）        | 7/25～10/23  | 愛別町 役場          | 6名  |
| eラーニング研修（マイナンバー利用事務・管理事務） | 8/1～10/30   | 愛別町 役場          | 3名  |
| eラーニング研修（地方公共団体専門）        | 8/15～11/13  | 愛別町 役場          | 1名  |

## (2) 人事評価制度の状況

地方公務員法の一部を改正する法律が、平成26年5月14日に公布され、人事評価制度に基づき、勤務成績の評価を実施しています。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 職員の保健に関する事項

#### ア) 健康診断受診状況

- ・総合検診（30～39歳〔隔年〕・40歳以上〔毎年〕職員）

51人中 47人受診 受診率 92.2%

- ・職場検診（29歳以下・30～39歳〔隔年〕職員、非常勤職員、臨時職員）

50人中 50人受診 受診率 100.0%（外、非常勤職員3人、臨時職員15人、

## 再任用職員3人)

## (2) 職員の福利厚生に関する事項

## ア) 福利厚生事業

## ・独自互助会

| 名 称 | 公費補助等総額 | 会員数  | 一人あたりの公費負担額 |
|-----|---------|------|-------------|
| 親和会 | 380千円   | 113人 | 3,363円      |

職員の親睦を図り以て町行政の確立に寄与することを目的に職員互助会（親和会）が組織されております。福利厚生事業として、職員の研修、各種団体活動やレクレーション活動を行っており、その一部に町からの補助金が充てられています。※会員数には一部事務組合職員等も含まれます。

## ・共同互助会

| 名 称          | 公費補助等総額 | 会員数 | 一人あたりの公費負担額 |
|--------------|---------|-----|-------------|
| 北海道市町村職員福祉協会 | 210千円   | 80人 | 2,625円      |

北海道市町村職員福祉協会の詳しい事業内容については、福祉協会のホームページをご覧ください。

## (3) 公務災害及び通勤災害の認定件数

| 区 分    | 件 数 | 備 考 |
|--------|-----|-----|
| 公務災害認定 | -   |     |
| 通勤災害認定 | -   |     |

## 8 その他の事項

特になし。